

2011年3月31日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）「公開草案への補足
（金融商品：償却原価及び減損）」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した「公開草案への補足」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、公開草案への補足が、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）の両審議会での検討結果を統合するために提案されたと理解している。

しかし、我々は、提案された「共通」モデルが、両審議会の考えを同時に満たそうとして、論理的に一貫せず引当の目的が不明確なうえ、金融機関のリスク管理と整合せず、実務負担も重いと認識している。結果として、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的と整合性がなくなる。これらの問題点については、質問3、5に対するコメントとして詳述している。

我々は、2010年12月6日付で、貴審議会（IASB）における検討状況を踏まえて、残存期間の予想信用損失を期間配分する際の問題点を解消するため、代替的な手法である、Lifetime-allocation法について、提案申しあげた（Appendix 1参照）。我々は、当該手法が Look-forward な視点に立った金融機関のリスク管理と整合的で、引当金残高水準を含めて、財務報告の有用性も維持される点で最良のものであると考えており、当該提案について再度検討されることを要望する。

なお、我々は、上述のとおり、提案された「共通」モデルを受け入れることは困難と考えているが、一部の質問に対するコメントは、提案された「共通」モデルについて、我々の提案する代替的手法と比較して、あるいは提案された

モデルが導入されたと仮定した場合にさらに生じうる問題について、記載したものである。

2. 公開草案への補足の各「質問」に対するコメント

質問 1

補足文書に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点（すなわち信用損失の認識の遅れ）に対処していると考えるか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのように修正すべきだと考えるか。その理由は何か。

(回答骨子)

この補足文書で述べた減損の認識に関するアプローチは、予想信用損失の認識を遅らせているという現行国際会計基準（IAS）第 39 号の弱点には、対処していると考えられるが、提案されたモデルには、質問 3、5 で回答するとおり問題がある。

質問 2

本補足文書で提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。賛成又は反対の理由は何か。

本補足文書は提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両評議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

(回答骨子)

この補足文書で提案された「共通」モデルには賛成しないが、オープン・ポートフォリオに対しても、クローズド・ポートフォリオに対しても、原則的に同一の減損アプローチとすることが必要である。また、償却原価区分の有価証券（例：債券）についての償却原価測定方法、減損の適用方法については、さらなるアウトリーチ等を実施し、慎重な検討が必要である。

(理由)

クローズド・ポートフォリオには 2009 年 11 月の公開草案で提案された実効金利法（以降、実効金利法）を適用し、オープン・ポートフォリオには本補

足文書で提案された減損モデルを適用するとした場合、減損アプローチや目的が異なることになる。

また、実効金利法と本補足文書の減損モデルとでは、算出方法、デカップリングを許容するかについても違いがあるため、企業が、特定の金融資産を、オープン・ポートフォリオとして管理するか、クローズド・ポートフォリオとして管理するかによって、償却原価の測定額および金利収益の認識額が異なることになる。

加えて、1つの企業内で、有価証券については、通常、クローズド・ポートフォリオとして管理する可能性がある一方で、貸出金はオープン・ポートフォリオとして管理している場合がありうる。この場合、特定の債務者に対して、有価証券と貸出金とで、基本的には同じ性質であるにもかかわらず、減損アプローチが異なることになり、結果として償却原価の測定額および金利収益の認識額が異なることになる。

このように、2つのアプローチを併用することは、論理的に一貫せず、引当の目的が不明確になり、会計基準の複雑性につながる可能性があるうえ、財務報告における企業間の比較可能性を損なうと考えられ、これを踏まえると、その運用可能性については、アウトリーチ等を実施し、慎重な検討が必要になる。

質問3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か？

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

1. フロアー

この補足文書で提案された「共通」モデルでは、フロアーの設定を要求しているが、フロアーは、予想信用損失を期間配分することにより減損引当金を決定することと論理的に一貫せず、フロアーを設定する根拠がない。

また、今回提案された「共通」モデルには2つの異なる計算が必要であるが、

そのうち予想信用損失の期間比例配分額（第2項（a）（i））だけでも、金融機関のリスク管理と整合しないこと、および、実務負担が重いという2つの問題点がある（詳細は、質問12の回答参照）。今回、提案されたモデルのように2つの異なる計算を行うことは、予想信用損失の期間比例配分額の計算よりも、金融機関のリスク管理と整合していないうえ、より実務負担が重くなると言わざるを得ない（詳細は、質問4、5、12の回答参照）。結果として、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的と整合性がなくなる。

2. 予見可能な期間 (Foreseeable Future Period)

Foreseeable Future Periodの定義や、具体的な期間が不明確である。

Foreseeable Future Periodは企業が最善の見積もりを行うこととされているが、同じ債権であっても企業によって引当結果が大きく違うことになり、比較可能性が損なわれる可能性がある。

また、Foreseeable Future Periodの予想信用損失（第2項（a）（ii））と予想信用損失の期間比例配分額（第2項（a）（i））における残存期間に亘る予想信用損失 (Life time EL) について、実務上また概念上、明確に区分することは困難と考える。将来予想に予見可能なものと、そうではないものが存在するとすれば、予見可能でない将来予想が、減損引当金算定上どれだけ重要な意味を持つのか疑問である。

加えて、予見能力が高い企業ほど Foreseeable Future Period が長くなり、引当水準が高くなるという結果を招き、本来は企業が行うべき予見能力の高度化に対し、ディスインセンティブとなる懸念がある。

我々は、2010年12月6日付で、提出済みのとおり、これらの問題を解決できる減損モデルであり、また予想信用損失に対して、我々のこれまでの経験に照らしても、十分な引当水準が確保される方式として、Lifetime-allocation法を提案している。

質問4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

(回答骨子)

提案されたアプローチ（「共通」モデル）は運用可能とは言えない。

(理由)

提案されたアプローチは、引当金の計算に加重平均の経過期間を用いる。これを算出するため、貸出債権に関する、取り組み開始時から現時点までの、過去の返済情報等のデータを保有し続ける必要があり、オペレーショナルではない。

質問 5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとすれば、提案をどのように修正するか？

(回答骨子)

提案されたアプローチ（「共通」モデル）は、意思決定に有用な情報を提供しない。

(理由)

提案されたアプローチ（「共通」モデル）は、予想信用損失を期間配分する方法について、金融機関のリスク管理と整合していない。

また、減損引当金にフローアの設定を要求しているが、これは、予想信用損失を期間配分することにより減損引当金を決定することと、論理的に一貫せず、減損引当金の概念が不明確になる。また、フローアへの抵触の有無により、時系列比較情報の有用性も損なわれる。

質問 6

減損引当金算定の目的上2つのグループ（つまり「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか？

(回答骨子)

2つのグループを区分する規定について、原則的な考え方については、内部の信用リスク管理の目的に従い区分することとして、明確に記述されている。ただし、記載されている事例については、各国で取扱いが異なり、一律に取

り扱うことが難しい事例も含まれているから、B3に記載されている事象に捉われず、実態を、原則的な考え方に照らして検討するべきであることを明確化する必要がある。

質問7

減損引当金算定の目的上2つのグループ（つまり「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか？そうでないとすれば、どのようにして運用可能あるいは監査可能にできるか？

(回答骨子)

2つのグループに区別する規定は、運用可能である。なお、上記質問6の回答のただし書に留意願いたい。

質問8

減損引当金算定の目的上2つのグループ（つまり「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求事項案に同意するか？同意しない場合、どのような要求事項を提案するか。その理由は何か？

(回答骨子)

2つのグループに区別する提案された規定に同意する。

(理由)

回収可能性に応じた見積もりを行い、引当金残高水準が妥当なものとなる観点からは、「グッドブック」と「バッドブック」の区分は重要である。

質問9(a)

「グッドブック」に関する減損引当金についてフローアを要求するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は。

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

質問3への回答を参照願いたい。

質問 9 (c)

賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来（12 ヶ月以上）に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

質問 3 への回答を参照願いたい。

質問 10

フローアは通常は第 2 項(a)(i)に従って計算した金額と同額かそれ以上になると考えるか。回答の根拠となるデータ又は理由（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。

(回答骨子)

フローアが、第 2 項(a)(i)にしたがって計算された金額と同等か、それよりも高いかどうかは、一意に決まらない。

(理由)

予見できる将来 (foreseeable future period) の定義が曖昧であり、比較できない。また算定手法が全く異なるものであり、比較する意義が見出せない。

質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に次の論点についてである。

(a) B 8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積もりと割引前の見積もりのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか？

(b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意するか？ 賛成又は反対の理由は何か。

(回答骨子)

割引前・割引後の見積もりの選択、割引率の選択における柔軟性に同意する。

(理由)

割引の概念は理解できるが、実際に適用する場合、複雑すぎる可能性もあるので、割引の計算の導入は任意とする取扱いを続けていただきたい。

質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

残存期間にわたる将来の予想信用損失を期間配分することには同意する。

ただし、我々は、IASB が提案した、予想信用損失の期間比例配分額（第 2 項 (a) (i)）は問題があるものと考えている。

その問題点を解決できる減損モデルとして、既に提出済みのおり、Lifetime - allocation 法を提案している。

(理由)

予想信用損失の期間比例配分額（第 2 項 (a) (i)）のように、貸出金の契約期間に対する経過割合に応じて配分することは、以下の点で問題があるものと考えている。

➤ リスク管理との整合性

経過割合によって期間按分する考え方は、例え将来の予想信用損失が同じであった場合でも、当初貸出実行日からの経過年数によって計上すべき引当金が異なる点で、Look-Forward なリスク管理の概念と整合しない。将来の予想信用損失は、将来の金利収益に対応させて認識する方が妥当と考える。

➤ 会計上の観点

IASB が提案した予想信用損失の期間比例配分額による引当金の金額が意味するのは、「不確実性を伴う将来の予想信用損失の見積りのうち、過去の収益に対応する引当金」であると考えられるが、期間損益が表すものは、足元および将来の経済状況のみを反映したものとはならず、財務報告の有用性に関して疑問が残る。

➤ 実務負荷

IASB が提案した予想信用損失の期間比例配分額は、ポートフォリオにおける加重平均の経過年数を算定するために、当初実行日および過去の残高履歴を保有する必要がある。現行の金融実務では、決算においても、またリスク管理においても、当初実行日やまたその後の残高履歴を用いることはない。したがって、金融機関では、当該データを保有するための新たな実務負担が発生する。また、仮にデータが保有できた場合にも、決算期毎に加重平均経過年数を算定するためには、システム上の対応が不可避となる。

質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

FASB のアプローチを選好しない。

(理由)

FASB のアプローチにおける「予見できる将来 (foreseeable future)」の定義が曖昧であり、適切と思われない。

また、予見できる将来の期間が 1 年を超える場合は、利息収入と引当金計上の算定期間が対応しないため、期間配分が必要になると考えられる。

質問 14Z

実効金利の算定に予想信用損失を織り込んだ当初の IASB の提案とは対照的に、実効金利の算定は、予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答骨子)

予想損失の考慮を分離すべきであるということに同意する。

(理由)

実務上、金利収入を管理するシステムとは別に、貸出資産に対する損失（含む期待損失、発生損失）は、財務報告書作成基準日時点における、元本対比の損失額（損失率、Charge-off）の考え方で、信用リスク管理や採算性の判定が行なわれ、そのコンセプトに沿った内部管理システムが構築されている。後者を前者に取り入れるには、個別の資産ごとに期待損失を見積もる場合でも、ポートフォリオごとに細分化された計算を行う場合でも、金利収入を管理するシステムの大幅な更改が必要と思われ、また、キャッシュ・フロー展開による見積りのためのシステム開発、データ保有量の増大といった実務負担の発生、さらに適切な内部統制までも確保するコストも（具体的に算出することは困難ながら）多大であり、実効金利の計算に予想信用損失を組み込んだ当初の IASB の提案への対応は困難である。

質問 15Z

純損益を通じて公正価値で会計処理するものではないすべてのローン・コミットメントは（IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号又は IAS 第 37 号のいずれかの範囲内であろうと）、本補足文書で提案している減損の要求事項の対象とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答骨子)

本補足文書で提案された減損の規定には反対であるが、ローン・コミットメントは、貸出金と同様の減損引当の手法を適用すべきと考える。その一方で、ローン・コミットメントと貸出金の双方に親和性の高い「償却減価及び減損」の規定を慎重に検討する必要があると考える。

(理由)

ローン・コミットメントは、貸出金と同様のリスク管理手法を適用しており、ローン・コミットメントは貸出金と同様の減損引当の手法を適用すべきという考え方もある。

その一方で、会計上の観点では、期末時点で、貸出金は資産計上されているが、ローン・コミットメントに係る融資未実行残高については資産計上されていない。したがって、ローン・コミットメントの融資未実行残高に対して、2009年12月の公開草案で提案された実効金利法も、本補足文書で提案された減損モデルも、エクスポージャーの定義等、概念上の整理なくして、適用することはできない。また、エクスポージャーの定義を融資未実行残高に引き出される確率の実績値を乗じると言った方法は、実務的な対応が困難である。

上記のようにローン・コミットメントは一定の仮定にもとづいて、貸出金と同じリスク管理を実施しているが、会計上の観点からすれば、概念上の整理なくして貸出金と一致させることは難しい。このことを踏まえ、ローン・コミットメントの減損の適用に当たっては、現行のIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の継続適用の可否も含めて、アウトリーチ等を実施し、さらなる検討が必要と考える。

質問 16Z

要求事項案をローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

(回答骨子)

本件補足文書で提案された減損の規定には反対であるが、金融保証取引は、貸出金と同様の減損引当の手法を適用すべきと考える。その一方で、金融保証契約に関する経理処理が流動的であり、提案された要求事項の運用可能性を判断することは現時点では難しい。なお、ローン・コミットメントへの減損の要求事項の適用およびその運用可能性には、上記質問 15Z への回答を参照願いたい。

(理由)

リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引に対して、貸出金と同様の減

損引当手法を適用する必要がある。なお、金融保証取引の経理処理については、昨年 11 月 30 日に提出した IASB 公開草案「保険契約」への意見書(Appendix 2 参照)に記載したとおり、リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引を、保険契約の対象外として、IAS 第 39 号の経理処理を適用することを要望する。

質問 17Z

提案されている表示の要求事項に同意するか。同意しない場合、代わりにどのような表示が良いと考えるか。その理由は何か。

(回答骨子)

提案された表示の規定に同意する。

質問 18Z

(a)提案されている開示要求に同意するか。同意しない場合、どの開示要求に反対なのか、その理由は何か。

(回答骨子)

提案された「共通」モデルに同意できないため、当該モデルに関連した開示全般についても同意できない。

また、提案された「共通」モデルを考慮しないとしても、提案された開示規定に同意しない。

(理由)

銀行に対しては、既にバーゼル資本規制で相当の開示が実施されていることから、これらと平仄を合わせるべきである。また、これらに追加して開示する情報は、定量情報ではなく、定性的な情報を中心とすべきである。

今回の提案では、信用リスク格付別の詳細な開示が要請されるが、格付制度やセグメントを細かく開示するほど、リスク管理高度化の進展により格付制度やセグメントが細分化するのに伴い、開示負荷は増大し、実務対応は困難となる。なお、個別の開示に関する評価は次のとおり。

- ・ 信用リスク格付別の予想信用損失の計算根拠の開示も最小限とすべきと考える。信用リスク管理を競争源泉としている銀行が、信用損失の算出根拠、例えば PD・LGD 等を信用リスク格付別に開示することは、企業機密情報の

内容を財務情報として開示していることに等しく、詳細に開示することは不適切と考える。

なお、信用リスク格付別の予想信用損失に係る計算根拠については、バーゼルⅡにおいて、信用リスク格付別にある程度グルーピングしたかたちでの開示例があるが、当局の要請する開示は銀行のリスク管理の実態を把握するために必要とされる情報の一定のレベルを示していると考えられる。したがって、一定程度要約したかたちで定量情報を開示することでも、投資家の投資判断に資する有用な情報を提供するといった当初の目的は十分達成できる。

- ・ 監視リストについても開示不要としていただきたい。監視リストの定義が不透明であることに加え、企業の機密情報である監視リストを開示することにより、当該リスト上の企業について風評リスクを惹起することとなり、プロシクリカリティを増幅する懸念がある。
- ・ バックテストの結果を開示することの有用性は低い。
もしバックテスト結果が妥当でない場合は、バックテストの結果にもとづいて見積り手法の変更などが行われるため、直近期の引当金は変更され、従前の見積り方法についてのバックテストを開示しても有用性が低いと考えられる。
また、そもそも、今回提案されているモデルでは、予想信用損失の期間比例配分額（第2項（a）（i））による場合もあり、この場合、予想信用損失を期間に配分していることから、実績との比較が困難である。
加えて、引当金額の妥当性を事後検証の上開示することは、他の基準（IAS第37号等）でも求められていないことに加え、その妥当性については会計監査にて検証されるべきものである。
- ・ なお、上記の定量情報は、会計監査人に高度な監査能力を要求することになり、監査時間の長期化という問題を引き起こす可能性がある。
- ・ 比較年度を含む財務諸表の開示期間を超える5年の過去実績開示は過重。
単なる過去計数の羅列からはその後のポートフォリオの質の変化を読み取ることもできず有用性が低いことから、不要と考えられる。開示する場合にも、注記事項は、一般的に開示する財務諸表に対応させるかたちで2期分が適切であると考えられる。

質問 19Z

金融資産が2つのグループ間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、代わりに金融資産の予想信用損失のすべてを振り替える又は全く振り替えない方が良いと考えるか。

(回答骨子)

経過年数を反映した関連する引当金額を移動する提案に同意しない。

(理由)

予想信用損失を期間配分する際に、経過年数を用いることに賛成しない。(質問3、4、5、12への回答を参照。)

また、仮に本モデルを適用したとして、当該金融資産の経過年数を反映した引当金の金額を振り替え、開示したとしても、その金額は、フローアや、オープン・ポートフォリオ全体での加重平均を、反映して算出される、財務報告上の数値と必ずしも一貫せず、有用性は低い。

以 上

平成 22 年 12 月 6 日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

「金融商品：償却原価及び減損」に関する代替案の提示について

1. はじめに

本ペーパーは、貴審議会（IASB）で議論される減損モデルに関して、当協会としての代替的手法（Lifetime-allocation 法）を提示するものである。

当協会は、貴審議会が昨年 11 月に公表した公開草案（ED）「金融商品：償却原価及び減損」に関して、実務者専門家会合（EAP）での議論や、世界各国から寄せられたコメントを真摯に受け止めていただき、予想キャッシュ・フローモデル（以下、ECF モデル）に代わる減損モデルを継続的かつ集中的に検討していることに謝意を表す。とりわけ、貴審議会での暫定決定（tentative decision）されている、「オープンポートフォリオへの適合」、「金利と予想損失の分離」は、我々財務諸表作成者にとっての実務課題を軽減するものとして強く支持している。

一方で、当協会は、検討中である代替案のうち Partial Catch-up 法が、金融機関における「信用リスク管理」の概念と整合的でないことを懸念している。当協会は、貴審議会での 11 月末時点における暫定決定（tentative decision）を尊重しつつ、信用リスク管理との整合性を保つ手法として、Lifetime-allocation 法を提示する。この方法は、後述する課題を有しつつも、期待損失と引当金額との間での整合性が維持される点で、世界各国の金融機関にとっても、また財務情報利用者にとっても、比較可能性の高い有益な情報を提供するものとする。

我々は、貴審議会での今後の検討において、また、FASB との合同理事会の場において、当協会の提案を 1 つのアプローチとして検討いただくことを強く要望する。

2. 代替案について

Partial Catch-up 法は、ECF モデルを実務的に簡便化したものとして、よく検討されたものと考えている。しかしながら、将来予想の変化に対し当初貸出実行時に遡るかたちでキャッチアップ調整が発生するモデルは、たとえ予想損失を含めた金利収益の計上の観点から適切な表示であっても、金融機関のリスク管理と不整合な財務報告が行われるという点や、足元および将来の経済状況とは関係のない過去の引当金額を事後的に調整する点で、期間損益の有用性が損なわれる可能性があるものと懸念している。

当協会の提示する Lifetime-allocation 法は、決算期毎に予想損失を見積もったうえで、これを予想した残存期間に対応して、Look-Forward に引当金を期間に配分して計上するものである。また、ECF モデル代替案の検討において議論のポイントの 1 つとなっている貸倒引当金が示す B/S 上での意味、および期間損益の妥当

性の双方を満たすものであり、さらには Look-Forward な視点に立った金融機関のリスク管理などの金融実務との整合性や、引当金計上の目的（将来損失に対する準備金）を踏まえた場合、より妥当な手法であると考えている。

1) Lifetime-allocation 法の骨子

① 貸出金等を当初契約条件どおりに返済が行われている債権（Good-Book）と、何らかの減損事象が認識されている債権（Bad-Book）に区分。各区分に対応した引当金算定手法を適用する。Good-Book については、集合的に評価できるものとし、各ポートフォリオの将来予想損失額（Life Time に亘る EL）を算定のうえ、当該ポートフォリオの平均残存期間で按分した額を引当金計上する。なお、算定された引当金は、決算期毎にポートの状況に応じて再評価し、洗い替えることとする（前期に計上した引当金を繰り越すことはしない）。

②Bad-Book については、将来予想損失額を全額引当金計上する。算定方法は、DCF 法が考えられるが、実務的な簡便法として、集合的に過去の貸倒実績を勘案した方法や、担保評価をベースとした手法も選択できるものとする。

なお、算定された Bad-Book の引当金は、決算期ごとにポートの状況に応じて再評価し、洗い替えることとする（前期に計上した引当金を繰り越すことはしない）。

2) 根拠

①Good-Book に対する引当金は、決算期末時点において、各ポートフォリオの将来予想損失額を算定のうえ、当該ポートフォリオの平均残存期間で按分した額を計上すべき。

a. Partial Catch-up 法の問題点

現在、貴審議会において検討されている Partial Catch-up 法は、将来予想損失を期間按分する点では支持できるが、貸出金の契約期間に対する経過割合に応じて配分することは、以下の点で問題があるものと考えている。

➤ リスク管理との整合性

経過割合によって期間按分する考え方は、たとえ将来の予想損失が同じであった場合でも、当初貸出実行日からの経過年数によって計上すべき引当金が異なる点で、Look-Forward なリスク管理の概念と整合しない。将来の予想損失は、将来の金利収益に対応させて認識するほうが妥当と考える。

➤ 実務負荷

Partial Catch-up 法は、ECF モデルのように、予想損失を含めた EIR の算定や当初 EIR を保有する必要がなく実務負荷は軽減されているが、ポートフォリオにおける加重平均の経過年数を算定するために、当初実行日および過去の

残高履歴を保有する必要がある。現行の金融実務では、決算においても、またリスク管理においても、当初実行日やまたその後の残高履歴を用いることはない。したがって、金融機関では、当該データを保有するための新たな実務負担が発生する。また、仮にデータが保有できた場合にも、決算期ごとに加重平均経過年数を算定するためには、システム上の対応が不可避となる。

b.代替案（Lifetime-allocation 法）

貴審議会での暫定決定（tentative decision）を尊重し、Lifetime に亘る予想損失額を見積もるとの前提にたてば、上記の問題点を踏まえ、当協会では、以下の Lifetime-allocation 法を提案する。

Good-Book に対する引当金は、決算期末時点において、各ポートフォリオの将来予想損失額を算定のうえ、当該ポートフォリオの平均残存期間で按分した額を計上する。なお、算定された引当金は、決算期ごとにポートの状況に応じて再評価する（前期に計上した引当金を繰り越すことはしない）。

また、残存期間が1年未満の債権については、残存期間に亘る予想損失全額を計上する。

c.代替案の課題と考え方

○Day1 ロス

Partial Catch-up 法との最大の相違点として、Day1 ロスが計上される点がある。

この点に関して、Partial Catch-up 法では、貸出実行当初の引当が低く計上されるため、リスクを適切に反映した財務報告にならないことを懸念する、すなわち、将来予想損失の見積りには、その発生時期について不確実性が伴うものとするれば、発生し得る損失に備えて、当初から一定程度の引当を計上することは、財務の健全性確保や、投資家に対して金融実務の実態に合った財務報告を行う点で必要と考える。また、オープンポートフォリオを前提とした場合、新規実行と回収が混在し平準化されることにより、実務上、大きな問題にはならないものと考えている。新規に貸出を増加させる局面等、平準化されない場合もあるが、かかる場合には、一定の引当金を前もって計上しておく必要性は、取引実績のある通常の場合より、むしろ高いのではないかと考える。

一方、残存期間に亘る予想損失の見積もりを全額一括計上する考え方もある。当協会はこの点について、Good-Book については、全額一括計上することは妥当でないと考えている。Good-Book は当初契約どおりに返済が実施されている債権であり、減損事象が認識されている債権とは異なり、銀行として残存期間に亘って金利収益を期待できる債権である。当該金利収益を一部減殺する費用が、将来の貸倒による損失のうちの対応期間相当額であると考えられることから、Good-Book に対する引当金は、将来予想損失を残存期間に亘って按分した金額を計上することが、収益費用対応の観点で合理的である。この際の按分期間としては、実務上、会計年度に合わせ、年按分とすることが現実的と考える（結果として、残存期間が1年に満たない場合には、将来予想損失を全額計上となる）。また、引当金は決算期毎に、ポートフォリオに対する将来予想損失

をもとに再計算される必要があり、これにより、年度決算期末の時点では、年間に稼得された金利収益に対して、年度で予想される損失が引当金として計上されるため、収益と費用のマッチングが行われることとなる。

○引当金計上のタイミング

Lifetime-allocation 法に関して、貴審議会では、Partial Catch-up モデルと比べ引当金の計上が遅くなるのではないかとの懸念を抱かれるかもしれない。しかしこれは、見方の問題であり、別添例示にあるとおり、実行当初は、Partial Catch-up モデルに比べ早期に引当金を計上することとなることからすれば、一概に評価はできないものとする。

Lifetime-allocation 法は、Good-Book においても、前もって一定の引当金を計上するため、現行の発生損失モデルに見られる too late の問題に対応したモデルであると考えている。また、Good-Book の場合、信用リスクが実行時点においては比較的低い一方、期間経過に伴って悪化していくリスクが高いとすれば、当初に将来予想損失の平均的な引当金を計上することは、too little への対応としても妥当なものとする。

また、ポートフォリオにより、経過年数の浅い時期に、デフォルトが明らかに多く発生することが過去データ等によって検証されているような特別なケースでは、例えば想定されるロスカーブをベースに期間按分割合を調整する等の対応を検討する余地もあると考えられる。

②Bad-Book の引当については実務的な簡便法を許容すべき

本論点は、銀行実務上は重要な点でもあり、言及しておきたい。

Bad-Book は、Good-Book とは異なり、すでに減損事象が認識され、決算基準日時点において明らかに価値の減損が発生している債権であることから、DCF 法等によって引当金として計上することが妥当と考えられる。

ただし、金融機関の実務上、全ての Bad-Book について、DCF 法を適用した引当金算定を行うことは負担が極めて大きいことから、簡便的な手法が認められるべきである。例えば、過去の貸倒実績等をもとに引当を計上する方法や、担保評価をもとに引当計上する方法が考えられる。

以 上

例示

貸出金	100,000
契約金利	10%
返済方法	5年期限一括

ECFモデル

	元本	利息	DF率	予想CF	実効金利ベースでの利息収益	簿価	元本分引当金計上額	費用
0年目	-100,000		0%	-100,000		100,000	0	0
1年目		10,000	0.0%	10,000.0	8,840	98,840	1,160	1,160
2年目		10,000	0.0%	10,000.0	8,737	97,577	1,263	1,263
3年目		10,000	1.0%	9,900.0	8,625	96,302	1,275	1,375
4年目		10,000	2.0%	9,702.0	8,513	95,113	1,189	1,487
5年目	100,000	10,000	3.0%	103,520.3	8,408	-0	1,003	1,592
							5,891	6,878

当初EIR	8.84%
-------	-------

Lifetime-allocation

	引当金累計額	元本発生損失	引当増減	利息発生損失	費用
0年目	1,178	0	1,178		1,178
1年目	1,473	0	295	0	295
2年目	1,964	0	491	0	491
3年目	2,445	1,000	482	100	1,582
4年目	2,911	1,980	465	298	2,743
5年目	0	2,911	-2,911	589	589
		5,891			6,878

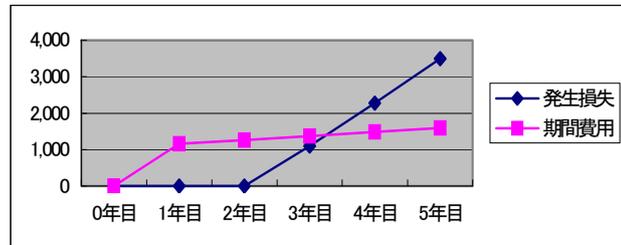
Partial Catch-up

	引当金累計額	元本発生損失	引当増減	利息発生損失	費用
0年目	0	0	0		0
1年目	1,178	0	1,178	0	1,178
2年目	2,356	0	1,178	0	1,178
3年目	2,934	1,000	578	100	1,678
4年目	2,328	1,980	-606	298	1,672
5年目	0	2,911	-2,328	589	1,171
		5,891			6,878

貸出金	100,000
契約金利	10%
返済方法	5年期限一括

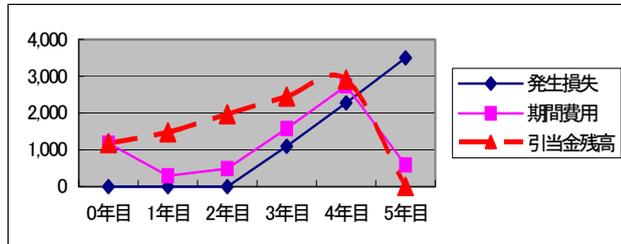
ECFモデル

	発生損失	期間費用
0年目	0	0
1年目	0	1,160
2年目	0	1,263
3年目	1,100	1,375
4年目	2,278	1,487
5年目	3,500	1,592



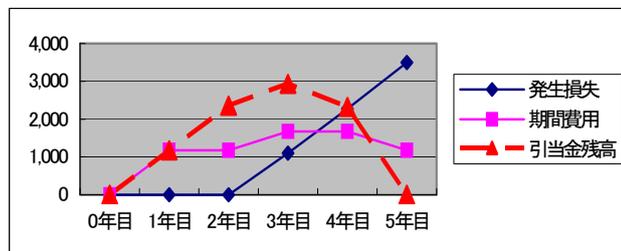
Lifetime-allocation

	発生損失	期間費用	引当金残高
0年目	0	1,178	1,178
1年目	0	295	1,473
2年目	0	491	1,964
3年目	1,100	1,582	2,445
4年目	2,278	2,743	2,911
5年目	3,500	589	0



Partial Catch-up

	発生損失	期間費用	引当金残高
0年目	0	0	0
1年目	0	1,178	1,178
2年目	0	1,178	2,356
3年目	1,100	1,678	2,934
4年目	2,278	1,672	2,328
5年目	3,500	1,171	0



2010年11月30日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB) 公開草案「保険契約」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会 (IASB) が公表した「保険契約」に関する公開草案 (以下、保険契約 ED) に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、保険契約 ED において、金融保証契約も保険契約と同じ会計処理を行うことが要求されている背景には、金融保証に関する会計処理が国際会計基準 (IAS) 第 39 号と国際財務報告基準 (IFRS) 第 4 号の両方で定められた結果として、同一の取引に複数の会計処理が存在する複雑性を解消することを意図していると理解している。しかし、提案された保険契約の会計処理を信用リスク見合いで金融機関が行う金融保証契約に適用することは、金融機関におけるリスク管理の概念との整合性がないこと、また、信用リスク見合いの貸出金など他の金融商品の会計処理と整合性がないことから、財務諸表の利用者の利益に貢献しないことを懸念しており、コスト・ベネフィットの観点からも再検討を要望する。例えば、簡便的な方法として、特段の問題点が認められていない現行 IAS 第 39 号による測定方法が認められることを要望する。当該要望を踏まえた場合、リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引を、保険契約 ED の対象外とすることが考えられる。具体的な方法としては、財務リスクの定義に信用リスクを明示的に加えることによって、銀行が行う金融保証を保険契約の定義から外すことが考えられる。

なお、2010年3月末時点で日本の銀行における信用補完を目的とした保証契

約に係る保証総額は、約 17 兆円（注）と多額で、重要な取引であり、保険契約 ED が提案する測定方法は、日本の銀行に大きな影響を及ぼすので、上記簡便法が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討が必要であることを理解して頂きたい。

また、再保険に係る会計処理に関しても、リスク管理や経済実態と不整合を生じることから、再検討を要望する。この問題点については、質問 16 (b) に対するコメントとして詳述している。

（注）都市銀行 6 行、地方銀行 64 行、第二地方銀行協会加盟行 42 行、信託銀行 6 行、その他 2 行の合計 120 行の契約額

2. Q11 (c) に対するコメント

コメント：金融保証契約について、保険を業としていない企業が適用できる簡易的な会計処理を認めることを要望する。もし簡易的な会計処理が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討を要望する。

(理由)

- (1) 保険契約 ED が提案する測定方法は、金融保証契約の内部管理（リスク管理）と不整合であり、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則にそぐわない。

内部管理（リスク管理）と保険契約 ED が提案する測定方法との具体的、かつ、大きな相違点は、保険契約 ED が提案する測定方法における「リスク調整額」を顧客から徴求する保証料（インフロー）から控除して残余マージンを算出し、その残余マージンを期間に亘って収益として認識する点にある。保険契約 ED による「リスク調整額」は、銀行が扱う金融保証契約において、一般的に非期待損失（Unexpected Loss）として類似した管理を行っているものの、その非期待損失を顧客から明示的に徴求する慣行にはなく、経営者が意図しない損失を残余マージンとして認識しなければならない。また、内部管理（リスク管理）上も顧客から徴求する保証料（インフロー）と「リスク調整額（非期待損失）」を比較した管理は行っていない。

以上により、金融保証契約に保険契約 ED が提案する測定方法を適用した場合、財務諸表作成者のリスク管理とは不整合であり、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則にそぐわない。

- (2) 金融保証契約は、貸出金と同様の信用リスクを保有するが、その貸出金と不整合な測定方法を求めることは、財務諸表が不明瞭になるのではないか。

貸出金と金融保証契約とは、現金の出入りがあるかという点を除き、信用リスクを保有するという観点では同じである。従って、信用リスク管理上、貸出金と金融保証契約は同じ管理方法を行っている。一方、

保険契約 ED が提案する測定方法は、「リスク調整額」を顧客から徴求する保証料（インフロー）から控除して残余マーヅンを算出する点など、貸出金の測定方法と大きく異なる。同様の信用リスクを保有する貸出金と不整合な測定方法を求めることは、財務諸表がわかりにくく、経営者が財務諸表を恣意的に歪めることも可能となるものと考えられる。

また、契約上、金融保証契約の担保を貸出金と一体で徴求している場合もあり、金融保証契約の測定方法が、貸出金の測定方法と大きく相違していれば、担保の価値を金融保証契約か貸出金のどちらに充当するかによって財務諸表を恣意的に歪めることも可能となる。

- (3) 金融保証契約を保険契約 ED が提案する測定方法で測定するためには、システム対応等のコスト負担が必要だが、上記 1、2 を踏まえると、コストに見合ったベネフィットが得られるとは考えられない。
- (4) 加えて、IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」について、当初はクローズドポートフォリオを前提としていたものの、当該公開草案へのコメント分析後、実務上の困難性等からオープンポートフォリオに対応可能なモデルへの変更を暫定合意した経緯がある。従って、クローズドポートフォリオを前提¹としている保険契約 ED は、オープンポートフォリオでリスク管理を行っている銀行にとって、実務上の困難性、多大なシステムコスト負担が発生することが予見され、最終基準化に当たってはフィールドテスト等を通じた慎重な検討が必要になると考える。

(提案)

以上の通り、保険契約 ED が提案する測定方法を金融保証契約に適用することは困難であり、金融保証契約について、保険を業としていない企業が適用できる簡易的な測定方法を認めることを要望する。

¹ 53 項「期末における有効契約が、期首における予想より少ない場合には、当該期間中に純損益に認識される残余マーヅンの金額には、報告期間の末日の残余マーヅンから、もはや有効でなくなった契約に関連する部分を除去するための調整を含めなければならない。期末における有効契約が、期首における予想より多い場合には、保険者は残余マーヅンを増額させてはならない」との記載があり、「もはや有効でなくなった契約に関連する部分を除去するための調整」には、クローズドポートフォリオの計数管理が前提となると考えられる。

なお、保険契約 ED が提案する簡易測定アプローチは、①短期契約にしか適用できないこと、②「不利な契約のテスト」を行うこと自体がリスク管理と整合的でないことから、容認することはできないため、その他の簡易測定アプローチ、たとえば、特段の問題点が認められていない現行 IAS 第 39 号による測定方法が認められることを要望する。

上記の要望を踏まえた場合、リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引を、保険契約 ED の対象外とすることが考えられる。具体的な方法としては、保険契約 ED を以下のとおり修正することが考えられる。付録 A に記載のある財務リスク (financial risk) の定義には、現在、信用格付けもしくは信用指数の変動リスクという記載が含まれるのみで、信用リスクに関する記載が明示的ではない。係る状況を踏まえ財務リスクに信用リスクが含まれることを明示的にすることにより、財務リスク以外のリスクと定義される保険リスクには信用リスクが含まれなくなる。重要な保険リスクを引き受ける契約が保険契約であることから、結果として、信用リスクを引き受ける銀行の全ての金融保証取引は保険契約 ED の対象から外れることとなり、従来同様に IAS 第 39 号による測定方法が認められることになる。合わせて、B18 (f) に保険契約の例として履行保証及び入札保証があるが、これらの金融保証取引も銀行にとっては、信用リスク見合いの金融保証取引であり、本記載を削除することが考えられる。

なお、上記要望が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討が行う必要があり、それが無い場合には保険会社以外は対応不可という状況が発生すると考えられる。

3. Q16 (b) に対するコメント

コメント：金融保証契約に係る再保険（再保証）について、その定義、もしくは会計処理について再検討を要望する。

(理由)

- (1) 銀行が保有する債権に対して、第三者から保証を差し入れてもらう場合に、再保険として、保険契約 ED が提案する再保険の測定方法を適用しなければならない場合がある。

具体的には、ある銀行（出再者）が A 社と金融保証契約を締結し、その契約に対して A 社の親会社である B 社が保証を差し入れたケースであ

る。

このようなケースでは、銀行は、A社に対する保証契約と親会社であるB社からの保証契約を別の取引としてリスク管理するのではなく、A社の信用リスクを管理する際にB社により保全されているものとして管理している。

一方、保険契約 ED によれば、B社との保証契約は「再保険」と定義して資産計上される一方、A社への保証に対しては、B社の保証をまったく勘案せず、金融保証として保険契約 ED に基づき経理処理することになる。

- (2) また、銀行が保有する債権に対して、第三者から保証を差し入れてもらう場合にその保証料を銀行が支払わないことが一般的である。すなわち、上記1. の例で言えば、保険料の支払いがなく、銀行側は再保険に伴う期待将来キャッシュアウトフローがゼロでありながら、期待将来キャッシュインフローが計算上生じる結果として、【即時あるいは期間に合わせ按分される形で】利益が計上されることになる。

以上により、銀行は貸出金や金融保証等を含めて同一債務者宛の与信は一体としてリスク管理・計測している。その一方で、IFRSでは、貸出金の減損の認識時には第三者の保証をキャッシュインフローとして取扱う一方、金融保証の場合には別の取引として取扱い、同一のリスク管理や経済実態を有する取引に対して異なる会計処理を適用することとなり、結果として、リスク管理や経済実態と不整合を生じることとなる。

以 上